

誰でもわかる発明の取扱いとその手続きについて

1. はじめに

関連規程として、金沢大学には、次の3つがあります。

- ①金沢大学職務発明取扱規程
本学教職員がした発明の取扱いを定めています。
- ②金沢大学学生等発明取扱規程
教育の過程で本学学生がした発明の取扱いを定めています。
- ③金沢大学職務発明補償金支払規程
本学に譲渡された発明に対する補償金を定めています。

これら内容のご理解を深めて頂くために、職務発明制度及び、規程の概要を説明いたします。

2. 職務発明とは？

教職員の仕事(業務)で生み出される発明を職務発明と言います。

大学の業務

職務発明
(仕事で生み出した発明)

職務発明以外の発明
(大学の業務範囲に属する発明)

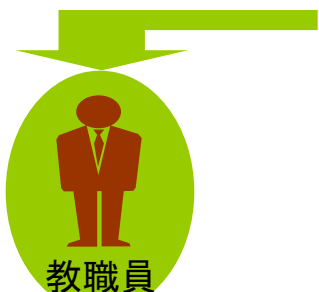
3. 職務発明は、誰のもの？

発明をすることは、事実行為ですので、人間のみが発明者となることができ、法人である大学は発明者になり得ません。

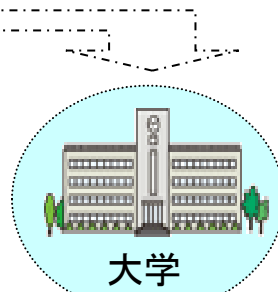
従って、原始的に、職務発明は、発明をした教職員のものです。

なお、発明をすると、教職員に「特許を受ける権利」と言う法律上の権利が発生します。この権利は譲渡可能です。

原始的に、教職員のもの！



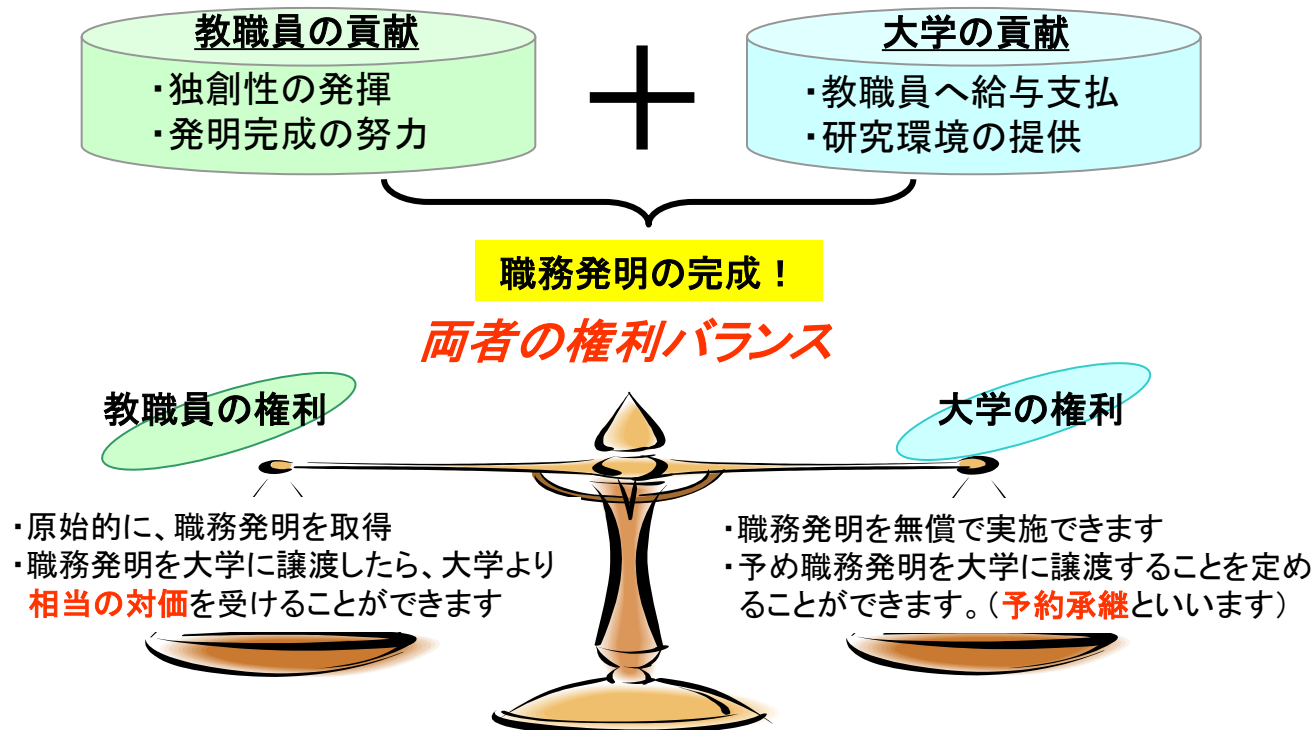
本来、大学のものでない！





4. 職務発明に対する大学と教職員の関係は？

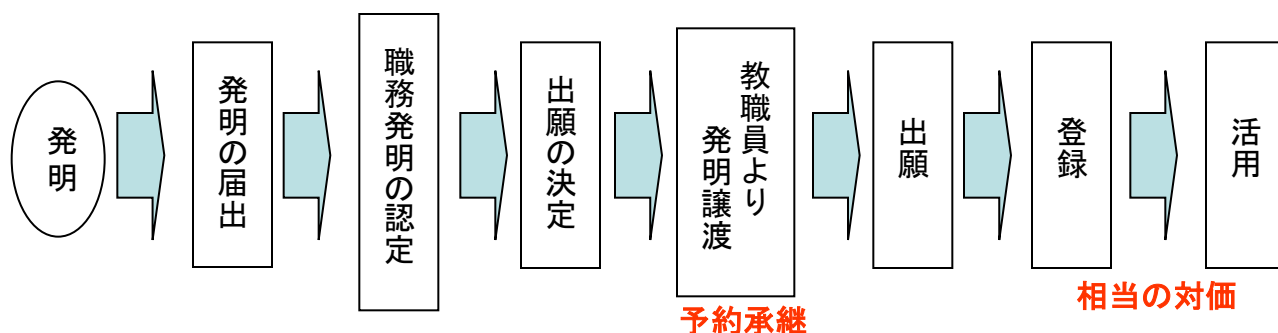
職務発明は教職員の貢献と、大学の貢献により完成します。従って、従業員のみならず、大学にも様々な権利が発生し、両者のバランスが図られています。



5. 教職員が発明をした場合の手続きフローは？

大学では、発明が最大限活用される様に、金沢大学職務発明取扱規程で、職務発明の扱いを定めています。概略フローは次の通りです。

- ①発明の活用促進のため、職務発明でないと判断した時、職務発明の出願をしない時は発明を教職員が取得し、更に教職員が兼業等で発明を活用する時、発明者に権利を譲渡することもあります。
- ②大学で職務発明の出願決定をした時、発明譲渡をして頂きます(予約承継)。
- ③出願がなされた場合、権利の活用、譲渡がされた場合、教職員は、**相当の対価**として、出願補償金、実施、譲渡補償金を受けることができます。





6. 発明補償金は何時、いくら貰えるの？

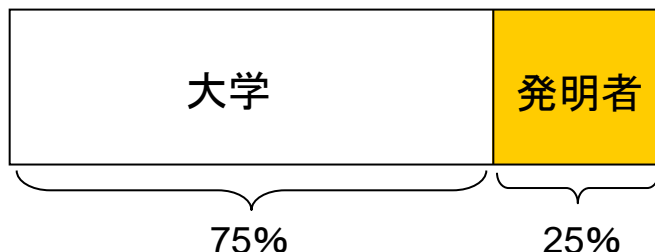
職務発明を大学に譲渡した場合、教職員は大学から相当の対価を受けることができます。

- ・その対価は、教職員と大学間の合理的な取決めを経て決定され、金沢大学職務発明補償金支払規程に詳細が定められており、

①職務発明に係る出願がなされた時；
10,000円の出願補償金が支払われます。

②職務発明に係る出願、特許が活用された時
実施、譲渡等の収入の一定額(25%)が実施許諾(使用)又は譲渡の補償金として支払われます。

実施、譲渡等の収入



7. 学生が発明した場合の扱いは？

学生の皆様は大学の教職員ではありませんので、上記の金沢大学職務発明取扱規程、金沢大学職務発明補償金支払規程は適用されません。しかし、学生の皆様の発明については、金沢大学学生等発明取扱規程が適用されますので、ご理解ください。概略は次の通りです。

教育の過程で生じた発明は大学に届け出て頂きます。
これは、大学の研究成果を確認するためです。

この発明については本学に譲渡することができます。
譲渡するor譲渡しないは学生の皆様の自由意志です。

譲渡された場合の扱い

譲渡された発明の扱い→金沢大学職務発明取扱規程に従う
補償金→金沢大学職務発明補償金支払規程に従う